

## 令和8年度 イベント開催業務委託 指名型プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

本プロポーザルは、町及び町産品の認知度・価値向上及び販わいの創出を目的に実施するイベントを開催するにあたり、各業務に関する一括した提案を受け、最も優れた企画力・発想力・業務遂行能力を持つ事業者を選定するために実施するものである。

### 2 業務の概要

- (1) 名称 イベント開催業務
- (2) 実施場所 鱒ヶ沢町地内
- (3) 業務内容 別紙「イベント開催業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点で予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性あり。
- (4) 履行期限 令和8年12月25日（金）
- (5) 委託上限額 4,314,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加手続き

#### (1) 担当部署及び問合せ先

〒038-2792 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地  
鱒ヶ沢町企画観光課企画振興班

電話：0173-82-0922

FAX：0173-72-2374

電子メールアドレス：kikaku@town.ajigasawa.lg.jp

#### (2) 参加意向申出書の提出

ア 提出書類：参加意向申出書（1部）

イ 提出期限：令和8年5月22日（金）17時（必着）

ウ 提出場所：（1）に同じ。

エ 提出方法：電子メール、郵送又は持参

※持参による提出の受付時間

午前8時半から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### オ その他

参加者は、参加意向申出書の提出をもって、本実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。

#### 4 質疑・回答

##### (1) 受付期間

実施通知到着後から令和8年5月18日（月）午後5時まで（必着）

##### (2) 提出方法

電子メールにより、3（1）へ提出すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

##### (3) 質疑様式等

様式は任意とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「(1 (1) の業務名)に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、担当社の役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す標題を本文に記載すること。

##### (4) 回答

回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月20日（水）までに全ての指名事業者に対し、電子メールにて通知する。

#### 5 企画提案書について

##### (1) 提出書類

ア 企画提案書 6部

※A4版とし、様式及びページ数は特に定めない。

※別添「仕様書」の業務内容に準じて項目ごとの企画内容、提案事項、スケジュール、人員配置等を図や表を用いて作成すること。

※以下の要件を満たす提案書を作成すること。

1. 提案概要・コンセプト
2. 業務工程表
3. 業務体制
4. 特記事項

イ 価格提案書（見積書） 1部

※内訳明細書（経費内訳がわかるもの）を添付すること。

ウ 会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等の実績の提示

##### (2) 提出期限等

ア 提出期限：令和8年6月5日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所：3（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）  
又は郵送

### (3) 提出された企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、鱒ヶ沢町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された企画提案書は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 6 審査方法及び審査基準

### (1) 審査会

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ア 審査日程：令和8年6月12日（金）
- イ 場 所：鱒ヶ沢町役場内
- ウ 所要時間：15分間のプレゼンテーションと5分間以内のヒアリングを実施する。
- エ 審査基準：別紙「審査基準及び配点表」のとおり。
- オ 評価方法

審査項目ごとに別紙「審査基準及び配点表」により評価点をつける。なお、企画提案書等に記載がない場合には、その項目は0点とする。

### カ 業務委託予定者の選定

各審査委員の評価点数の合計値が最も優秀である者を業務委託予定者とする。その結果が同等であった場合は、企画提案能力評価の合計点数が高かった者を業務委託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が業務委託予定者となるには、全審査委員の企画提案能力評価の平均点が7割（49点）以上であることを条件とする。

### キ プレゼンテーションに係る留意事項

- ・プロポーザル参加者が審査会場に入室できる人数は2名までとする。
- ・モニター（HDMIケーブル含む。）、電源は町が用意し、その他必要なものがある場合には、事業者が用意するものとする。
- ・プレゼンテーションは、仮に本業務を受託した場合において、実際に業務の主たる担当となる者が行うこと。

### ク 審査会詳細について

審査日・時間、場所等の詳細については、別途通知する。

## (2) 通知等

ア 審査結果については、採用・不採用にかかわらず、参加者全員に通知する。

イ 審査結果に関する説明請求

選択されなかった者は、審査結果通知送付日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により審査内容の説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、回答の内容は請求者及び最優秀者に関する以下の内容とする。

- ・企業名
- ・審査委員ごとの合計点数

## (3) 失格

次の掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

イ 本実施要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合。

ウ 価格提案書（見積書）の金額が2（5）の委託上限額を超える場合。

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

オ 評価に係る審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

## (4) その他

ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

## 7 公表について

選定後、業務委託予定者の名称及び総合評価点を町ホームページにて公表する。

## 8 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

## 9 契約の締結等

### (1) 仕様の協議等

選定した業務委託予定者と町とが協議し、提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。

## (2) 契約金額の決定

契約金額は、原則として価格提案書（見積書）の金額によるものとする。ただし、上記9（1）により確定した仕様書において業務量の増減等がある場合は改めて見積書を徴取し、委託上限額の範囲内で決定する。

## (3) その他

業務委託予定者と鱒ヶ沢町との間で行う協議が整わない場合、業務委託予定者から改めて徴取した見積書が限度額（上記2（5））を超えている場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、次点の者を業務委託予定者とする。

## 10 実施日程

内容	期間等
プロポーザル実施通知発送	令和8年4月27日（月）
質問の受付期間	令和8年5月18日（月）
質問に対する回答	令和8年5月20日（水）
参加意向申出書の提出期限	令和8年5月22日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年6月5日（金）
審査会	令和8年6月12日（金）
審査結果通知	令和8年6月中旬ごろ